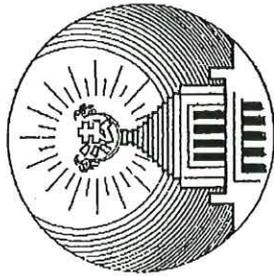


あたらしい憲法のはなし

文部省

+目次



[#改訂]

一 憲法

みなさん、あたらしい憲法ができました。そうして昭和二十二年五月三日から、私たち日本国民は、この憲法を守ってゆくことになりました。このあたらしい憲法をこしらせるために、たくさんの人々が、

たいへん苦心をなさいました。ところでみなさんは、憲法というものはどんなものかご存じですか。じぶんの身にかゝわりのないことのようにおもっている人はいないでしょうか。もしそうならば、それは大きなまちがいです。

國の仕事は、一日も休むことはできません。また、國を治めてゆく仕事のやりかたは、はっきりときめておかなければなりません。そのためには、いろ／＼規則がいるのです。この規則はたくさんありますが、そのうちで、いちばん大事な規則が憲法です。

國をどういうふうに治め、國の仕事をどういうふうにやってゆくかということをきめた、いちばん根本になっている規則が憲法です。もしみなさんの家の柱がなくなったらどうでしょう。家はたちまちたおれてしまうでしょう。いま國を家にたとえたと、ちょうど柱にあたるものが憲法です。もし憲法がなければ、國の中におゝせいの人

がいても、どうして國を治めてゆくかということがわかりません。それでどこの國でも、憲法をいちばん大事な規則として、これをたいせつに守ってゆくのです。國でいちばん大事な規則は、いいかえれば、いちばん高い位にある規則ですから、これを國の「最高法規」とい

のです。

ところがこの憲法には、いまおはなしたように、國の仕事のやりかたのほかにも、もう一つ大事なことが書いてあるのです。それは國民の権利のことです。この権利のことは、あとでくわしくおはなししますから、こゝではたゞ、なぜそれが、國の仕事のやりかたをきめた規則と同じように大事であるか、ということだけをおはなしておきましょう。

みなさんは日本國民のうちのひとりです。國民のひとり／＼が、かしこくなり、強くならなければ、國民ぜんたいがかしく、また、強くなれません。國の力のもと、ひとり／＼の國民にあります。そこで國は、この國民のひとり／＼の力をはつきりとみとめて、しっかりと守つてゆくのです。そのために、國民のひとり／＼に、いろ／＼大事な権利があることを、憲法できめているのです。この國民の大事な権利のことを「基本的人権」というのです。これも憲法の中に書いてあるのです。

そこでもういちど、憲法とはどういうものであるかということをおまします。憲法とは、國でいちばん大事な規則、すなわち「最高法規」というもので、その中には、だいたい二つのことが記されています。その一つは、國の治めた、國の仕事のやりかたをきめた規則

です。もう一つは、國民のいちばん大事な権利、すなわち「基本的人権」をきめた規則です。このほかにまた憲法は、その必要により、いろ／＼のことをきめることがあります。こんどの憲法にも、あとでおはなしするよ様に、これからは戦争をけつしてしないという、たいせつなことがきめられています。

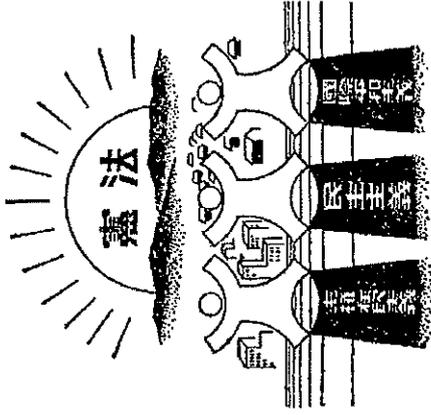
これまでであった憲法は、明治二十二年にできたもので、これは明治天皇がおつくりになって、國民にあたえられたものです。しかし、こんどのあたらしい憲法は、日本國民がじぶんでつくったもので、日本國民ぜんたいの意見で、自由につくられたものであります。この國民ぜんたいの意見を知るために、昭和二十一年四月十日に総選挙が行われ、あたらしい國民の代表がえらばれて、その人々がこの憲法をつくったのです。それで、あたらしい憲法は、國民ぜんたいでつくったということになるのです。

みなさんも日本國民のひとりです。そうすれば、この憲法は、みなさんのつくったものです。みなさんは、じぶんでつくったものを、大事になさるでしょう。こんどの憲法は、みなさんをふくめた國民ぜんたいのつくったものであり、國でいちばん大事な規則であるとするならば、みなさんは、國民のひとりとして、しっかりとこの憲法を守つ

てゆかなければなりません。そのためには、まずこの憲法に、どういうことが書いてあるかを、はっきりと知らなければなりません。

みなさんが、何かゲームのために規則のようなものをきめるときに、みんないっしょに書いてしまっっては、わかりにくい【#「わかりにくい」は原本では「わかりくい」】でしょう。國の規則もそれと同じで、一つ／＼事柄にしたがって分けて書き、それに番号をつけて、第何條、第何條というように順々に記します。こんどの憲法は、第一條から第三百條まであります。そうしてそのほかに、前書が、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文」といいます。

この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができてきているかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをします。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとすると、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうな考えではならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうような考えかたをしてはならないということです。



それなら、この前文の考えというのはなんでしょう。いちばん大事な考えが三つあります。それは、「民主主義」と「國際平和主義」と「主権在民主義」です。「主義」という言葉をつかうと、なんだかむずかしく聞こえますけれども、少しもむずかしく考えることはありません。主義というのは、正しいと思う、もののやりかたのことです。それで見なさんは、この三つのことを知らなければなりません。まず「民主主義」からおはなしましょう。

二 民主主義とは

こんどの憲法の根本となっている考えの第一は民主主義です。とこ

ろで民主主義とは、いったいどういうことでしょうか。みなさんはこのことばを、ほう／＼できいたでしょう。これがあたらしい憲法の根本になつてゐるものとするれば、みなさんは、はつきりとこれを知つておかなければなりません。しかも正しく知つておかなければなりません。

みなさんがおゝぜいあつまつて、いっしよに何かするときのことを考へてごらん下さい。だれの意見で物事をきめますか。もしもみんなの意見が同じなら、もんだいはありません。もし意見が分かれたときは、どうしますか。ひとりの意見できめますか。二人の意見できめますか。それともおゝぜいの意見できめますか。どれがよいでしょうか。ひとりの意見が、正しくぐれていて、おゝぜいの意見がまちがつておとつてゐることもあります。しかし、そのはんたいのことがもつと多いでしょう。そこで、まずみんなが十分にじぶんの考えをばなしあつたあとで、おゝぜいの意見で物事をきめてゆくのが、いちばんまちがいが無いということになります。そうして、あとの人は、このおゝぜいの人の意見に、すなおにしたがつてゆくのがよいのです。このなるべくおゝぜいの人の意見で、物事をきめてゆくことが、民主主義のやりかたです。

國を治めてゆくのもこれと同じです。わずかの人の意見で國を治めてゆくのは、よくないのです。國民ぜんたいの意見で、國を治めてゆくのがいちばんよいのです。つまり國民ぜんたいが、國を治めてゆく――これが民主主義の治めかたです。

しかし國は、みなさんの学級とはちがいます。國民ぜんたいが、ひと／＼とところにあつまつて、そつだんすることはできません。ひとり／＼の意見をきいてまわることできません。そこで、みんなの代わりに、國の仕事のやりかたをきめるものがないければなりません。それが國會です。國民が、國會の議員を選挙するのは、じぶんの代わりになつて、國を治めてゆく者をえらぶのです。だから國會では、なんでも、國民の代わりである議員のおゝぜいの意見で物事をきめます。そうしてほかの議員は、これにしがいます。これが國民ぜんたいの意見で物事をきめたことになるのです。これが民主主義です。ですから、民主主義とは、國民ぜんたいで、國を治めてゆくことです。みんなの意見で物事をきめてゆくのが、いちばんまちがいがすくないのです。だから民主主義で國を治めてゆけば、みなさんは幸福になり、また國もさかえてゆくでしょう。

國は大きいので、このように國の仕事を國會の議員にまかせてきめ

てゆきますから、国会は國民の代わりになるものです。この「代わりになる」ということを「代表」といいます。まえに申しましたように、民主主義は、國民ぜんたいで國を治めてゆくことですが、國會が國民ぜんたいを代表して、國のことをきめてゆきますから、これを「代表制民主主義」のやりかたといえます。

しかしちばん大事なことは、國會にまかせておかないで、國民が、じぶんで意見をきめることがあります。こんどの憲法でも、たとえはこの憲法をかえるときは、國會だけできめないで、國民ひとり／＼が、賛成か反対かを投票してきめることになっています。このときは、國民が直接に國のことをきめますから、これを「直接民主主義」のやりかたといえます。あたらしい憲法は、代表制民主主義と直接民主主義と、二つのやりかたで國を治めてゆくことにしていますが、代表制民主主義のやりかたのほうが、おもにならなくて、直接民主主義のやりかたは、いちばん大事なことにかざられているのです。だからこんどの憲法は、だいたい代表制民主主義のやりかたになっているといってもよいのです。

みなさんは日本國民のひとりです。しかしまだことです。國のこととは、みなさんが二十歳になつて、はじめてきめてゆくことができる

のです。國會の議員をえらぶのも、國のことについて投票するのも、みなさんが二十歳になつてはじめてできることです。みなさんのおにいさんや、おねえさんには、二十歳以上の方もおいででしょう。そのおにいさんやおねえさんが、選挙の投票にゆかれるのを見て、みなさんはどんな気がしましたか。いまのうち、よく勉強して、國を治めることや、憲法のことなどを、よく知っておいてください。もうすぐみなさんも、おにいさんやおねえさんといつしよに、國のことを、じぶんできめてゆくことができるのです。みなさんの考えとはたらきで國が治まってゆくのです。みんながなかよく、じぶんで、じぶんの國のことをやってゆくくらい、たのしいことはありません。これが民主主義というものです。

三 國際平和主義

國の中で、國民ぜんたいで、物事をきめてゆくことを、民主主義といいますが、國民の意見は、人によつてずいぶんちがっています。しかし、おゝぜいのほうの意見に、すなおにしたがつてゆき、またそのおゝぜいのほうも、すくないほうの意見をよくきいてじぶんの意見をきめ、みんなが、なかよく國の仕事をやつてゆくのでなければ、民

民主主義のやりかたは、なりたないのです。



これは、一つの國について申しましたが、國と國との間のことも同じことです。じぶんの國のことばかりを考え、じぶんの國のためばかりを考えて、ほかの國の立場を考えないでは、世界中の國が、なかよくしてゆくことはできません。世界中の國が、いくさをしないで、なかよくやってゆくことを、國際平和主義といえます。だから民主主義ということは、この國際平和主義と、たいへんふかい関係があるので、こんどの憲法で民主主義のやりかたをきめたからには、またほかの國にたいしても國際平和主義でやってゆくことになるのは、あたりまえであります。この國際平和主義をわすれて、じぶんの國のことばかり考えていたので、とうとう戦争をはじめてしまったので

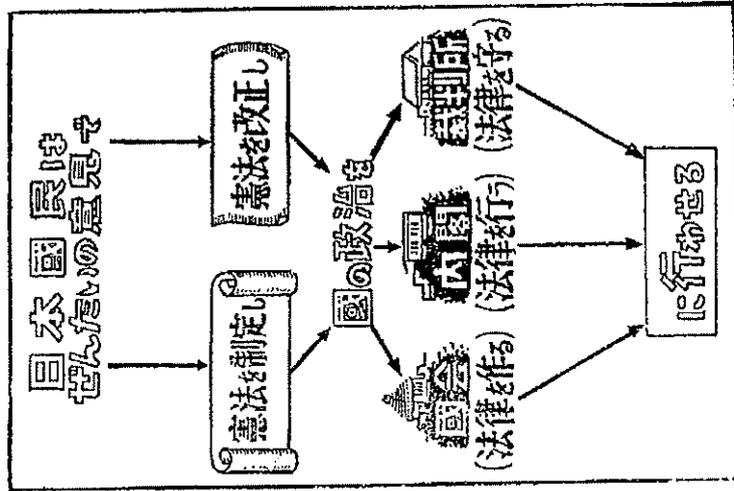
す。そこであたらしい憲法では、前文の中に、これからは、この國際平和主義でやってゆくということを、力強いことばで書いてあります。またこの考えが、あとでのべる戦争の放棄、すなわち、これからは、いっさい、いくさはしないということをきめることになってゆくのであります。

四 主権在民主義

みなさんがあつまって、だれがいちばんえらいかをきめてごらん下さい。いったい「いちばんえらい」というのは、どういうことでしょうか。勉強のよくてできることでしょうか。それとも力の強いことでしょうか。いろ／＼きめかたがあつてむずかしいことです。

國では、だれが「いちばんえらい」といえるでしょうか。もし國の仕事が、ひとりの考えできまるならば、そのひとりが、いちばんえらいといわなければなりません。もしおおぜいの考えできまるなら、そのおおぜいが、みないちばんえらいことになります。もし國民ぜんたいの考えできまるならば、國民ぜんたいが、いちばんえらいのです。こんどの憲法は、民主主義の憲法ですから、國民ぜんたいの考えで國を治めてゆきます。そうすると、國民ぜんたいがいちばん、えらいとい

わなければなりません。



國を治めてゆく力のことを「主権」といいますが、この力が國民ぜんたいにあれば、これを「主権は國民にある」といいます。こんどの憲法は、いま申しましたように、民主主義を根本の考えとしていますから、主権は、とうぜん日本國民にあるわけです。そこで前文の中にも、また憲法の第一條にも、「主権が國民に存する」とはっきりかい

てあるのです。主権が國民にあることを、「主権在民」といいます。あたらしい憲法は、主権在民という考えでできていますから、主権在民主義の憲法であるということになるのです。

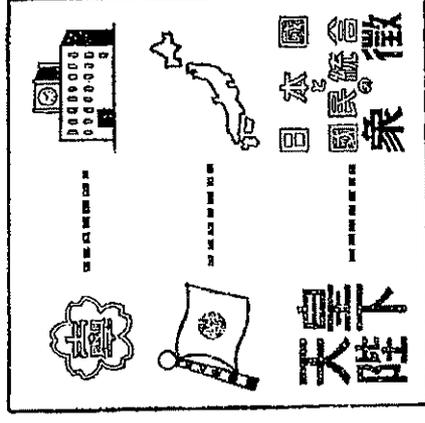
みなさんは、日本國民のひとりです。主権をもっている日本國民のひとりです。しかし、主権は日本國民ぜんたいにあるのです。ひとり／＼が、べつ／＼にもっているわけではありません。ひとり／＼が、みなさんがいちばんえらいと思つて、勝手なことをしてもよいということでは、ありません。それは民主主義にあわないことになります。みなさんは、主権をもっている日本國民のひとりであるということに、ほこりをもつとともに、責任を感じなければなりません。よいごどもであるとともに、よい國民でなければなりません。

五 天皇陛下

こんどの戦争で、天皇陛下は、たいへんごくろうをなさいました。なぜならば、古い憲法では、天皇をお助けして國の仕事をした人々は、國民ぜんたいがえらんだものでなかつたので、國民の考えとはなれて、とう／＼戦争になつたからです。そこで、これからさき國を治めてゆくにつれて、二度とこのよくなことのないように、あたらしい

憲法をこしらえるとき、たいへん苦心をいたしました。ですから、天皇は、憲法で定めたお仕事だけをされ、政治には関係されないことになりました。

憲法は、天皇陛下を「象徴」としてゆくことにきめました。みなさんは、この象徴ということを、はっきり知らなければなりません。日の丸の国旗を見れば、日本の國をおもいだすでしょう。國旗が國の代わりになって、國をあらわすからです。みなさんの学校の記章を見れば、どここの学校の生徒かがわかるでしょう。記章が学校の代わりになって、学校をあらわすからです。いまこゝに何か眼に見えるものがあるに、ほかの眼に見えないものの代わりになって、それをあらわすことに、これを「象徴」ということばでいいあらわすのです。こんどの憲法の第一條は、天皇陛下を「日本國の象徴」としているのです。つまり天皇陛下は、日本の國をあらわされるお方ということでありま



また憲法第一條は、天皇陛下を「日本國民統合の象徴」であるとも書いてあるのです。「統合」というのは「一つにまとまっている」ということです。つまり天皇陛下は、一つにまとまった日本國民の象徴でいらっしゃると思います。これは、私たち日本國民ぜんたいの中心としておいでになるお方ということなのです。それで天皇陛下は、日本國民ぜんたいをあらわされるのです。

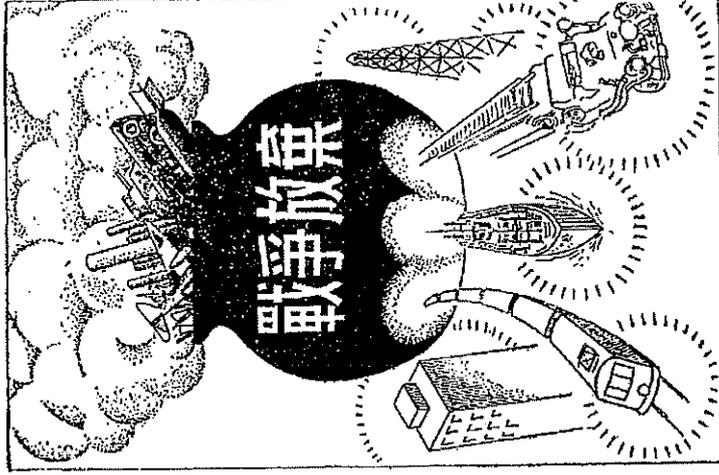
このような地位に天皇陛下をお置き申したのは、日本國民ぜんたいの考えにあるのです。これからさき、國を治めてゆく仕事は、みな國民がじぶんでやってゆかなければなりません。天皇陛下は、けっして神様ではありません。國民と同じような人間でいらっしゃると思います。ラジオのほうそうもなさいました。小さな町のすみにもおいでになりま

した。ですから私たちは、天皇陛下を私たちのまん中にしっかりとお置きして、國を治めてゆくにつれてごくろうのないようにしなければなりません。これで憲法が天皇陛下を象徴とした意味がおわかりでしょう。

六 戦争の放棄

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったでしょうか。それともとう／＼おかえりにならなかったでしょうか。また、くろしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の國はどんな利益があつたでしょうか。何もありません。たゞ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた國には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやると、多くの國々ではいろいろ／＼考えましたが、またこんな大戦争をおこして

しまったのは、まことに残念なことではありませんか。



そこでこんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないうように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもないということ です。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということ

です。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行つたのです。世の中に、正しいこととぐらゐ強いものはありません。

もう一つは、よその國と争いごとがおこつたとき、けっして戦争によつて、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないといふことをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようといふのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けつきよく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いさゝしいないことにきめたのです。これを戦争の放棄といふのです。そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の國は、さかえてゆけるのです。

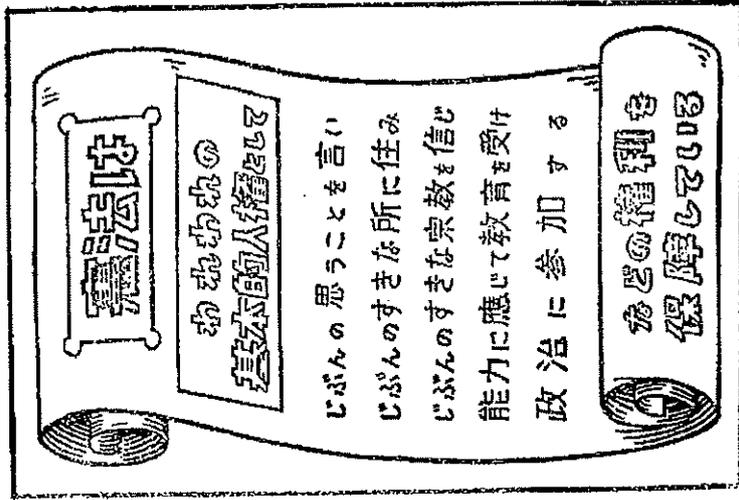
みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。

七 基本的人権

くうしゅうでやけたところへ行つてごらんなさい。やけたゞれた土から、もう草が青々とはえています。みんな生き／＼と上げつていま

す。草でさえも、力強く生きてゆくのです。ましてやみなさんは人間です。生きてゆく力があるはずです。天からさずかつたしぜんの力があるのです。この力によって、人間が世の中に生きてゆくことを、だれもさまたげてはなりません。しかし人間は、草木とちがつて、たゞ生きてゆくというだけではなく、人間らしい生活をしてゆかなければなりません。この人間らしい生活には、必要なものが二つあります。それは「自由」ということと、「平等」ということです。

人間がこの世に生きてゆくからには、じぶんのすきな所に住み、じぶんのすきな所に行き、じぶんの思うことをいい、じぶんのすきな教えにしたがつてゆけることなどが必要です。これらのことが人間の自由であつて、この自由は、けっして奪われてはなりません。また、國の力でこの自由を取りあげ、やたらに刑罰を加えたりしてはなりません。そこで憲法は、この自由は、けっして侵すことのできないものであることをきめているのです。



またわれわれは、人間である以上はみな同じです。人間の上に、も
つとえらい人間があるはずはなく、人間の下に、もつといやしい人間
があるわけはありません。男が女よりもすぐれ、女が男よりもおとつ
ているということもありません。みな同じ人間であるならば、この世
に生きてゆくのに、差別を受ける理由はないのです。差別のないこと

を「平等」といいます。そこで憲法は、自由といっしょに、この平等
ということをきめているのです。

國の規則の上で、何かはつきりとできることがみとめられているこ
とを、「権利」といいます。自由と平等とはつきりみとめられ、こ
れを侵されないとするならば、この自由と平等とは、みなさんの権利
です。これを「自由権」というのです。しかもこれは人間のいちばん
大事な権利です。このいちばん大事な人間の権利のことを「基本的人
権」といいます。あたらしい憲法は、この基本的人権を、侵すことの
できない永久に興えられた権利として記しているのです。これを基本
的人権を「保障する」というのです。

しかし基本的人権は、こゝにいった自由権だけではありません。ま
だほかに二つあります。自由権だけで、人間の國の中での生活がすむ
ものではありません。たとえばみなさんは、勉強をしてよい國民にな
らなければなりません。國はみなさんに勉強をさせるようにしなけれ
ばなりません。そこでみなさんは、教育を受ける権利を憲法で與えら
れているのです。この場合はみなさんのほうから、國にたいして、教
育をしてもらうことを請求できるのです。これも大事な基本的人権で
すが、これを「請求権」というのです。争いごとのおこったとき、國

八 國會

の裁判所で、公平にさばいてもらうのも、裁判を請求する権利といつて、基本的人権ですが、これも請求権であります。

それからまた、國民が、國を治めることによる／＼關係できるのも、大事な基本的人権ですが、これを「参政権」といいます。國會の議員や知事や市町村長などを選挙したり、じぶんがそういうものになったり、國や地方の大事なことについて投票したりすることは、みな参政権です

みなさん、いままで申しました基本的人権は大事なことですから、もういちど復習いたしましょう。みなさんは、憲法で基本的人権といつれば強い権利を與えられました。この権利は、三つに分かれます。第一は自由権です。第二は請求権です。第三は参政権です。

こんなりつばな権利を與えられましたからには、みなさんは、じぶんですっきりとこれを守って、失わないようにしてゆかなければなりません。しかしまた、むやみにこれをふりまわして、ほかの人に迷惑をかけてはいけません。ほかの人も、みなさんと同じ権利をもっていることを、わすれてはなりません。國ぜんたいの幸福になるよう、この大事な基本的人権を守ってゆく責任があると、憲法に書いてあります。

民主主義は、國民が、みんなてみんなのために國を治めてゆくことです。しかし、國民の数はたいへん多いのですから、だれかが、國民ぜんたいに代わって國の仕事をするよりほかはありません。この國民に代わるものが「國會」です。まえにも申しましたように、國民は國を治めてゆく力、すなわち主権をもっているのです。この主権をもっている國民に代わるものが國會ですから、國會は國でいちばん高い位にあるもので、これを「最高機関」といいます。「機関」というのは、ちょうど人間に手足があるように、國の仕事をいろ／＼分けてやる役目のあるものという意味です。國には、いろ／＼なはたらきをする機関があります。あとでのべる内閣も、裁判所も、みな國の機関です。しかし國會は、その中でいちばん高い位にあるのです。それは國民ぜんたいを代表しているからです。

國の仕事はたいへん多いのですが、これを分けてみると、だいたい三つに分かれるのです。その第一は、國のいろ／＼の規則をこしらえる仕事で、これを「立法」というのです。第二は、争いごとをさばいたり、罪があるかないかをきめる仕事で、これを「司法」というので

す。ふつうに裁判といっているのはこれです。第三は、この「立法」と「司法」とをのぞきたいろ／＼の仕事で、これをひとまとめにして「行政」といいます。國會は、この三つのうち、どれをするかといえは、立法をうけもっている機関であります。司法は、裁判所がうけもっています。行政は、内閣と、その下にある、たくさん役所がうけもっています。

國會は、立法という仕事をうけもっていますから、國の規則はみな國會がこしらえるのです。國會のこしらえる國の規則を「法律」といいます。みなさんは、法律ということばをよくきくことがあるでしょう。しかし、國會で法律をこしらえるのには、いろ／＼手づきがいりますから、あまりこま／＼した規則までこしらえることはできません。そこで憲法は、ある場合には、國會でないほかの機関、たとえば内閣が、國の規則をこしらえることをゆるしています。これを「命令」といいます。

しかし、國の規則は、なるべく國會でこしらえるのがよいのです。なぜならば、國會は、國民がえらんだ議員のあつまりで、國民の意見がいちばんよくわかっているからです。そこで、あたらしい憲法は、國の規則は、ただ國會だけがこしらえるということにしました。これ

を、國會は「唯一の立法機関である」というのです。「唯一」とは、ただ一つで、ほかにはないということです。立法機関とは、國の規則をこしらえる役目のある機関ということです。そうして、國會以外のほかの機関が、國の規則をこしらえてもよい場合は、憲法で、一つ／＼きめているのです。また、國會のこしらえた國の規則、すなわち法律の中で、これ／＼のことは命令できてもよろしいとゆるすこともあります。國民のえらんだ代表者が、國會で國民を治める規則をこしらえる、これが民主主義のたてまえであります。

しかし國會には、國の規則をこしらえることのほかに、もう一つ大事な役目があります。それは、内閣や、その下にある、國のいろ／＼な役所の仕事のやりかたを、監督することです。これらの役所の仕事は、まえに申しました「行政」というのはたゞですから、國會は、行政を監督して、まちがいのないようにする役目をしているのです。これで、國民の代表者が國の仕事を見はっていることになるのです。これも民主主義の國の定めかたであります。

日本の國會は「衆議院」と「参議院」との二つからできています。その一つ／＼を「議院」といいます。このように、國會が二つの議院からできているものを「二院制度」というのです。國によっては、一

つの議院しかないものもあり、これを「一院制度」というのです。しかし、多くの国の国会は、二つの議院からできています。國の仕事はこの二つの議院がいっしょにきめるのです。

なぜ二つの議院がいるのでしょうか。みなさんは、野球や、そのほかのスポーツでいう「バック・アップ」ということをごぞんじですか。一人の選手が球を取りあつかっているとき、もう一人の選手が、うしろにまわって、まちがいのないように守ることを「バック・アップ」といいます。國會は、國の大事な仕事をしますので、衆議院だけでは、まちがいが起るといけないから、参議院が「バック・アップ」するはたらきをしますのです。ただし、スポーツのほうでは、選手がおたがいに「バック・アップ」しますけれども、國會では、おもなはたらきをするのは衆議院であって、参議院は、たゞ衆議院を「バック・アップ」するだけのはたらきをしますのです。したがって、衆議院のほうが、参議院よりも、強い力を與えられているのです。この強い力をもちた衆議院を「第一院」といい、参議院を「第二院」といいます。なぜ衆議院のほうに強い力があるのでしょうか。そのわけは次のとおりです。

衆議院の選挙は、四年ごとに行われます。衆議院の議員は、四年間

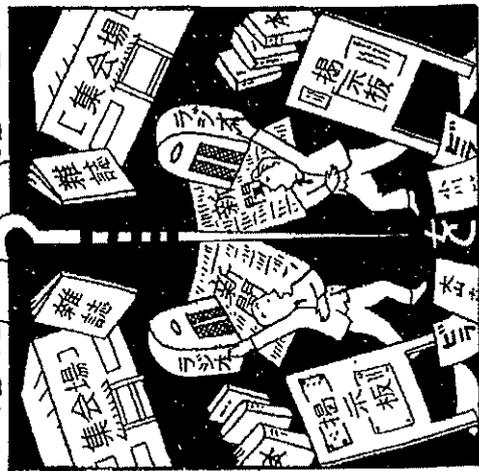
つとめるわけです。しかし、衆議院の考えが國民の考えを正しくあらわしていないと内閣が考えたときなどには、内閣は、國民の意見を知らるために、いつでも天皇陛下に申しあげて、衆議院の選挙のやりなおしをしていただくことができます。これを衆議院の「解散」といいます。そうして、この解散のあとの選挙で、國民がどういふ人を選び、國民の代表にえらぶかということによって、國民のあたらしい意見が、あたらしい衆議院にあらわれてくるのです。

参議院のほうは、議員が六年間つとめることになっており、三年ごとと半分ずつ選挙をして交代しますけれども、衆議院のように解散ということがありません。そうしてみると、衆議院のほうが、参議院よりも、その時、その時の國民の意見を、よくつとめているといわなければなりません。そこで衆議院のほうに、参議院よりも強い力が與えられているのです。どういふふうに衆議院の方が強い力をもっているかということは、憲法で定められています。ひと口でいうと、衆議院と参議院との意見がちがったときには、衆議院のほうの意見がとられるようになっていくことです。

しかし衆議院も参議院も、ともに國民ぜんたいの代表者ですから、その議員は、みな國民が國民の中からえらぶのです。衆議院のほう

は、議員が四百六十六人、参議院のほうは二百五十人あります。この議員をえらぶために、國を「選挙区」というものに分けて、この選挙区に人口にしたがって議員の数をわりあてます。したがって選挙は、この選挙区ごとに、わりあてられた数だけの議員をえらんで出すことになります。

投票する前には 賛成意見 反対意見



よく判断して じぶんの考えをきめよう

議員を選挙するには、選挙の日には投票所へ行き、投票用紙を受け取

り、じぶんのよいと思う人の名前を書きます。それから、その紙を折り、かぎのかゝった投票箱へ入れるのです。この投票は、ひじょうに大事な権利です。選挙する人は、みなじぶんの考えでだれに投票するかをきめなければなりません。けっして、品物や利益になる約束で説き伏せられてはなりません。この投票は、秘密投票といって、だれをえらんだかという義務もなく、ある人をえらんだ理由を問われても答える必要はありません。

さて日本國民は、二十歳以上の人は、だれでも國會議員や知事市長などを選挙することができます。これを「選挙権」というのです。わが國では、ながいあいだ、男だけがこの選挙権をもっていました。また、財産をもっていて税金をおさめる人だけが、選挙権をもっていたこともありました。いまは、民主主義のやりかたで國を治めてゆくのですから、二十歳以上の人は、男も女もみんな選挙権をもっています。このように、國民がみな選挙権をもつことを、「普通選挙」といいます。こんどの憲法は、この普通選挙を、國民の大事な基本的人権としてとめているのです。しかし、いくら普通選挙といっても、こどもや氣がくるった人まで選挙権をもつというわけではありません

が、とにかく男女人種の区別もなく、宗教や財産の上の区別もなく、

みんながひとしく選挙権をもっているのです。

また日本国民は、だれでも国会の議員などになることができます。男も女もみな議員になれるのです。これを「被選挙権」といいます。しかし、年齢が、選挙権のときと少しちがいます。衆議院議員になるには、二十五歳以上、参議院議員になるには、三十歳以上でなければなりません。この被選挙権の場合も、選挙権と同じように、だれが考へてもいけないと思われる者には、被選挙権がありません。国会議員になるうとする人は、じぶんでもどけで、「候補者」というものになるのです。また、じぶんがよいと思うほかの人を、「候補者」としてとゞけることもあります。これを候補者を「推薦する」といいます。

この候補者をとゞけるのは、選挙の日のまえにしめきってしまいます。投票をする人は、この候補者の中から、じぶんのよいと思う人をえらばなければなりません。ほかの人の名前を書いてはいけません。そうして、投票の数の多い候補者から、議員になれるのです。それを「当選する」といいます。

みなさん、民主主義は、国民ぜんたいで國を治めてゆくことです。そうして國會は、国民ぜんたいの代表者です。それで、国会議員を選

挙することは、国民の大事な権利で、また大事なことです。国民はぜひ選挙にでてゆかなければなりません。選挙にゆかないのは、この大事な権利をすててしまふことであり、また大事なことをおこたることです。選挙にゆかないことを、ふつう「棄権」といいます。これは、権利をすてるという意味です。国民は棄権してはなりません。みなさんも、いまにこの権利をもつことになりましたから、選挙のことは、とくにくわしく書いておいたのです。

國會は、このようにして、国民がえらんだ議員があつまって、國のことをきめるところですが、ほかの役所とちがって、國會で、議員が、國の仕事をしているありさまを、国民が知ることができのです。国民はいつでも、國會へ行つて、これを見たりきいたりすることができます。また、新聞やラジオにも國會のことができます。

つまり、國會での仕事は、国民の目の前で行われるのです。憲法は、國會はいつでも、国民に知れるようにして、仕事をしなければならぬときめているのです。これはたいへん大事なことです。もし、まれな場合ですが秘密に會議を開こうとするときは、むずかしい手つづきがいります。

これで、どういふふうくに國が治められてゆくのか、どんなことが國

でおこっているのか、國民のえらんだ議員が、どんな意見を國會で
べているかというようなことが、みんな國民にわかるのです。

國の仕事の正しい明かるいやりかたは、こゝからうまれてくるので
す。國會がなくなれば、國の中がぐらくらくなるのです。民主主義は明か
るいやりかたです。國會は、民主主義にはなくてはならないもので
す。

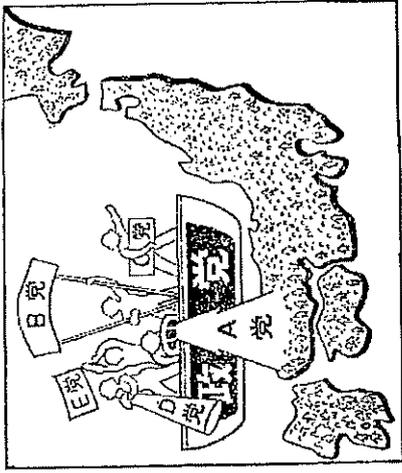
日本の國會は、年中開かれているものではありません。しかし、毎
年一回はかならず開くことになっています。これを「常会」といま
す。常会は百五十日間とまっています。これを國會の「会期」とい
います。このほかに、必要のあるときは、臨時に國會を開きます。こ
れを「臨時会」といいます。また、衆議院が解散されたときは、解散
の日から四十日以内に、選挙を行い、その選挙の日から三十日以内
に、あたらしい國會が開かれます。これを「特別会」といいます。臨
時会と特別会の会期は、國會がじぶんできめます。また國會の会期
は、必要のあるときは、延ばすことができます。それも國會がじぶん
できめるのです。國會を開くには、國會議員をよび集めなければなり
ません。これを、國會を「召集する」といって、天皇陛下がなさるの
です。召集された國會は、じぶんで開いて仕事をはじめ、会期がおわ

れば、じぶんで國會を閉じて、國會は一時休むことになります。

みなさん、國會の議事堂をごぞんじですか。あの白いうつくしい建
物に、日の光りがさしているのをごらんなさい。あれは日本國民の力
をあらわすところですよ。主権をもっている日本國民が國を治めてゆく
ところですよ。

九 政党

「政党」というのは、國を治めてゆくことについて、同じ意見をもつ
ている人があつまつてこしらえた團體のことです。みなさんは、社会
党、民主党、自由党、國民協同党、共産党などという名前を、まいて
いるでしょう。これらはみな政党です。政党は、國會の議員だけでこ
しらえているものではありません。政党からでてきている議員は、政党を
こしらえている人の一部だけです。ですから、一つの政党があるとい
うことは、國の中に、それと同じ意見をもつた人が、そうとうおほい
いいるということになるのです。



政党には、國を治めてゆくについてのきまつた意見があつて、これを國民に知らせています。國民の意見は、人によつてずいぶんちがいますが、大きく分けてみると、この政党の意見のどれかになるのです。つまり政党は、國民ぜんたいが、國を治めてゆくについてもつてある意見を、大きく色分けにしたものといつてもよいのです。民主主義で國を治めてゆくには、國民ぜんたいが、みんな意見をはなしあつて、きめてゆかなければなりません。政党がおたがいに國のことを議論しあうのはこのためです。

日本には、この政党というものについて、まちがった考えがありました。それは、政党というものは、なんだか、國の中で、じぶんの意見をいはいっているいけないものだといふような見方です。これはた

いへんなまちがいです。民主主義のやりかたは、國の仕事について、國民が、おゝいに意見をはなしあつてきめなければならぬのですから、政党が争うのは、けつしてけんかではありません。民主主義であれば、かならず政党というものができるのです。また、政党がいるのです。政党はいくつあつてもよいのです。政党の数だけ、國民の意見が、大きく分かれていると思えばよいのです。ドイツやイタリアでは政党をむりに一つにまとめてしまい、また日本でも、政党をやめてしまったことがあります。その結果はどうなりましたか。國民の意見が自由にきかれなくなつて、個人の権利がふみにじられ、とう／＼おそろしい戦争をはじめたようになつたではありませんか。

國會の選挙のあるごとに、政党は、じぶんの團體から議員の候補者を出し、またじぶんの意見を國民に知らせて、國會でなるべくたくさんの議員をえようとします。衆議院は、参議院よりも大きな力をもつていますから、衆議院でいちばん多く議員を、じぶんの政党から出すことが必要です。それで衆議院の選挙は、政党にとつていちばん大事なことです。國民は、この政党の意見をよくしらべて、じぶんのよいと思つた政党の候補者に投票すれば、じぶんの意見が、政党をとおして國會にとどくこととなります。

どの政党にもはいっていない人が、候補者になっていることもあり
ます。國民は、このような候補者に投票することも、もちろん自由で
す。しかし政党には、きまった意見があり、それは國民に知らせてあ
りますから、政党の候補者に投票をしておけば、その人が國會に出た
ときに、どういう意見をのべ、どういうふうにはたらくかということ
が、はっきりきまっています。もし政党の候補者でない人に投票した
ときは、その人が國會に出たとき、どういふようにはたらいしてくれ
るかが、はっきりわからないふいぶんがあるのです。このようにして、選
挙ごとに、衆議院に多くの議員をとった政党の意見で、國の仕事をや
ってゆくことになります。これは、いいかえれば、國民ぜんたいの中
で、多いほうの意見で、國を治めてゆくことでもあります。
みなさん、國民は、政党のことをよく知らなければなりません。じ
ぶんのすきな政党にはいり、またじぶんたちですきな政党をつくるの
は、國民の自由で、憲法は、これを「基本的人権」としてとめてい
ます。だれもこれをさまたげることではできません。

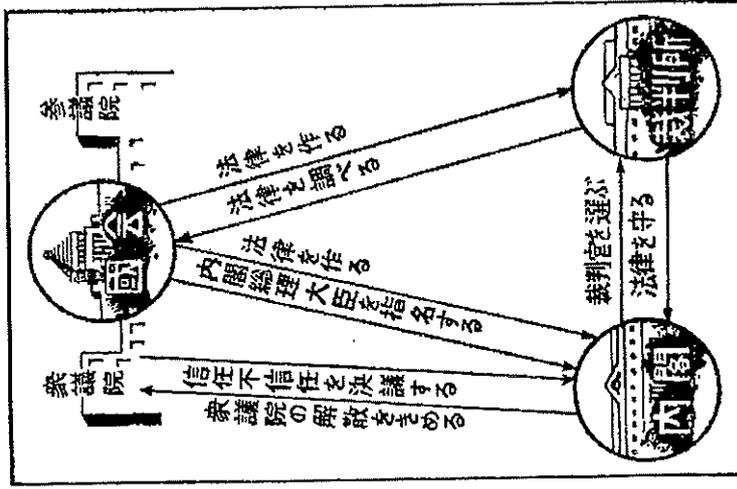
十 内閣

「内閣」は、國の行政をうけもっている機関であります。行政とい

ことは、まえに申しましたように、「立法」すなわち國の規則をこし
らえることと、「司法」すなわち裁判をすることをのぞいたあとの、
國の仕事をもとめているのです。國會は、國民の代表になって、國を
治めてゆく機関ですが、たくさん議員でできているし、また一年中
開いているわけにもゆきませんから、日常の仕事やこま／＼した仕事
は、別に役所をこしらえて、こゝでとりあつかってゆきます。その役
所のいちばん上にあるのが内閣です。

内閣は、内閣総理大臣と國務大臣とからできています。「内閣総理
大臣」は内閣の長で、内閣ぜんたいをまとめてゆく、大事な役目をす
るのです。それで、内閣総理大臣にだれがなるかということは、たい
へん大事なことです。こんどの「#「こんどの」は底本では「こんど
の」]憲法は、内閣総理大臣は、國會の議員の中から、國會がきめ
て、天皇陛下に申しあげ、天皇陛下がこれをお命じになることになつ
ています。國會できめるとき、衆議院と參議院の意見が分かれたとき
は、けっきょく衆議院の意見どおりにきめることになります。内閣総
理大臣を國會できめるということは、衆議院でたくさん議員をもつ
ている政党の意見で、きまることになりますから、内閣総理大臣は、
政党からでることになります。

また、ほかの國務大臣は、内閣総理大臣が、自分でえらんで國務大臣にします。しかし、國務大臣の数の半分以上は、国会の議員からえらばなければなりません。國務大臣は國の行政をうけもち役目がありますが、この國務大臣の中から、大蔵省、文部省、厚生省、商工省などの國の役所の長になって、その役所の仕事を分けてうけもち人がまります。これを「各省大臣」といいます。つまり國務大臣の中には、この各省大臣になる人と、たゞ國の仕事ぜんたいをみてゆく國務大臣とがあるわけです。内閣総理大臣が政党からである以上、國務大臣もじぶんと同じ政党の人からとることが、國の仕事をやってゆく上へべんりでありますから、國務大臣の大部分が、同じ政党からであることになられます。



また、一つの政党だけでは、国会に自分の意見をおすことができな
ないと思つたときは、意見のちがうほかの政党と組んで内閣をつくり
ます。このときは、それらの政党から、みな國務大臣がでて、いっし
よに、國の仕事をすることとなります。また政党の人でなくとも、國
の仕事に明かっている人を、國務大臣に入れることもあります。しかし、
民主主義のやりかたでは、けっきょく政党が内閣をつくることにな

り、政党から内閣総理大臣と國務大臣のお、ぜいがでることになるので、これを「政党内閣」というのです。

内閣は、國の行政をうけもち、また、天皇陛下が國の仕事をなさるときには、これに意見を申しあげ、また、御同意を申します。そうしてじぶんのやったことについて、國民を代表する國會にたいして、責任を負うのです。これは、内閣総理大臣も、ほかの國務大臣も、みないっしょになって、責任を負うのです。ひとり／＼つ／＼に責任を負うのではありません。これを「連帯して責任を負う」といいます。

また國會のほうでも、内閣がわるいと思えば、いつでも「もう内閣を信用しない」ときめることができます。たゞこれは、衆議院だけができることで、參議院はできません。なぜならば、國民のその時々々の意見がうつっているのは、衆議院であり、また、選挙のやり直しをして、内閣が、國民に、どっちがよいかをきめてもらうことができるのは、衆議院だけだからです。衆議院が内閣にたいして、「もう内閣を信用しない」ときめることを、「不信任決議」といいます。この不信任決議がきまつたときは、内閣は天皇陛下に申しあげ、十日以内に衆議院を解散していただき、選挙のやり直しをして、國民にうつたえてきめてもらうか、または辞職するかどちらかになります。また「内閣

を信用する」ということ（これを「信任決議」といいます）が、衆議院で反対されて、だめになったときも同じことです。

このようにこんどの憲法では、内閣は國會とむすびついて、國會の直接の力で動かされることになっており、國會の政党の勢力の変化で、かわってゆくのです。つまり内閣は、國會の支配の下にあることになりまますから、これを「議院内閣制度」とよんでいます。民主主義と、政党内閣と、議院内閣とは、ふかい関係があるのです。

十一 司法

「司法」とは、争いごとをさばいたり、罪があるかないかをきめることです。「裁判」というのも同じはたらきをさすのです。だれでも、じぶんの生命、自由、財産などを守るために、公平な裁判をしてもらうことができます。この司法という國の仕事は、國民にとつてはたいへん大事なことで、何よりもまず、公平にさばいたり、きめたりすることがたいせつであります。そこで國には、「裁判所」というものがあつて、この司法という仕事をうけもっているのです。

裁判所は、その仕事をやってゆくについて、ただ憲法と國會のつきた法律とにしたがつて、公平に裁判をしてゆくものであることを、

憲法できめておられます。ほかからは、いっさい口出しをすることはできないのです。また、裁判をする役目をもっている人、すなわち「裁判官」は、みだりに役目を取りあげられないことになっているのです。これを「司法権の独立」といいます。また、裁判を公平にさせるために、裁判は、だれでも見たりきいたりすることができなのです。これは、国会と同じように、裁判所の仕事は国民の目の前で行われるということです。これも憲法ではっきりときめてあります。

こんどの憲法で、ひじょうにかわったことを、一つ申しておきます。それは、裁判所は、国会でつくった法律が、憲法に合っているかどうかをしらべることができるようになったことです。もし法律が、憲法にきめてあることにちがっていると考えたときは、その法律にしたがわないことができます。だから裁判所は、たいへんおもしろい役目をするようになりました。

みなさん、私たち国民は、国会を、じぶんの代わりをするものと思つて、しんらいするとともに、裁判所を、じぶんたちの権利や自由を守ってくれるみかたと思つて、そんげいしなければなりません。

十二 財政

みなさんの家に、それ／＼くらしの立てかたがあるように、國にもくらしの立てかたがあります。これが國の「財政」です。國を治めてゆくのに、どれほど費用がかゝるか、その費用をどうしてとゝのえるか、とゝのえた費用をどういうふうにつかつてゆくかというようなこととは、みな國の財政です。國の費用は、國民が出さなければなりませんし、また、國の財政がうまくゆかぬかゆかないかは、たいへん大事なことです。國民は、はつきりこれを知り、またよく監督してゆかなければなりません。

そこで憲法では、国会が、國民に代つて、この監督の役目をすることにしています。この監督の方法はいろいろありますが、そのおもしろいものをいいますと、内閣は、毎年いくらかお金がはいつて、それどういうふうにつかうかという見つもりを、國會に出して、きめてもらわなければなりません。それを「予算」といいます。また、つかつた費用は、あとで計算して、また國會に出して、しらべてもらわなければなりません。これを「決算」といいます。國民から税金をとるには、國會に出して、きめてもらわなければなりません。内閣は、國會と國民にたいして、少なくとも毎年一回、國の財政が、どうなつてい

るかを、知らさなければなりません。このような方法で、國の財政が、國民と國會とで監督されてゆくのです。

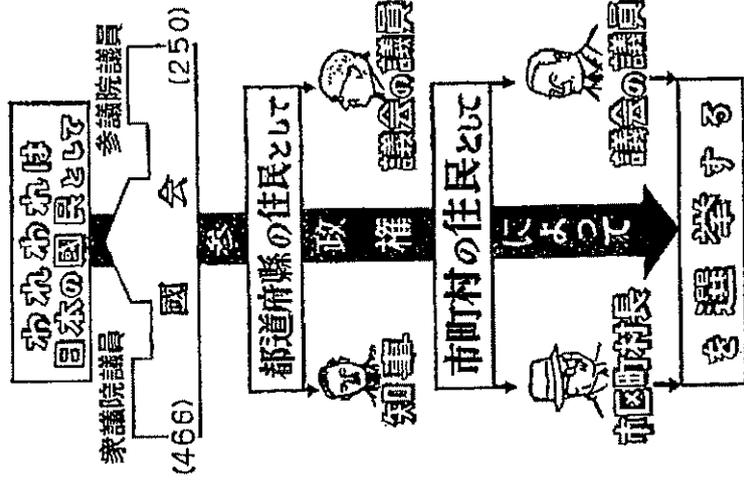
また「会計検査院」という役所があつて、國の決算を検査しています。

十三 地方自治

戰爭中は、なんでも「國のため」といつて、國民のひとり／＼のことが、かるく考えられています。しかし、國は國民のあつまりで、國民のひとり／＼がよくならなければ、國はよくなりません。それと同じように、日本の國は、たくさんの方に分かれています。その地方が、それ／＼さかえてゆかなければ、國はさかえてゆきません。そのためには、地方が、それ／＼じぶんでじぶんのことを治めてゆくのが、いちばんよいのです。なぜならば、地方には、その地方のいろ／＼な事情があり、その地方に住んでいる人が、いちばんよくこれを知っているからです。じぶんでじぶんのことを自由にやめてゆくと「自治」といいます。それで國の地方ごとに、自治でやらせてゆくことを、「地方自治」といふのです。

こんどの憲法では、この地方自治ということをおもくみて、これを

はつきりきめています。地方ごとに一つの團體になつて、じぶんでじぶんの仕事をやってゆくのす。東京都、北海道、府県、市町村など、みなこの團體です。これを「地方公共團體」といいます。



もし國の仕事のやりかたが、民主主義なら、地方公共團體の仕事のやりかたも、民主主義でなければなりません。地方公共團體は、國の

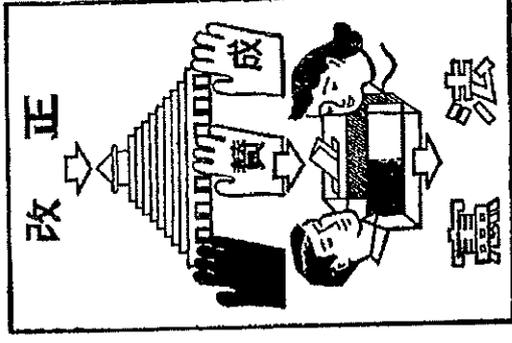
ひながたといってもよいでしょう。國に國會があるように、地方公共團體にも、その地方に住む人を代表する「議會」がなければなりません。また、地方公共團體の仕事をする知事や、その他のおもな役目の人も、地方公共團體の議会の議員も、みなその地方に住む人が、じぶんで選挙することに「#「選挙すること」は原本では「選挙すること」]」になりました。

このように地方自治が、はっきり憲法で定められましたので、ある一つの地方公共團體だけのことをきめた法律を、國の國會でつくるには、その地方に住む人の意見をきくために、投票をして、その投票の半分以上の賛成がなければできないことになりました。

みなさん、國を愛し國につくすように、じぶんの住んでいる地方を愛し、じぶんの地方のためにつくしましょう。地方のさかえは、國のさかえと思ってください。

十四 改正

「改正」とは、憲法をかえることです。憲法は、まえにも申しましたように、國の規則の中でいちばん大事なものですから、これをかえる手つづきは、げんじゅうにしておかなければなりません。



そこでこんどの憲法では、憲法を改正するときは、國會だけできめずに、國民が、賛成か反対かを投票してきめることにしました。

まず、國會の一つの議院で、ぜんたいの議員の三分の二以上の賛成で、憲法をかえることにきめます。これを、憲法改正の「発議」といふのです。それからこれを國民に示して、賛成か反対かを投票してもらいます。そうしてぜんぶの投票の半分以上が賛成したとき、はじめで憲法の改正を、國民が承知したことになります。これを國民の「承認」といいます。國民の承認した改正は、天皇陛下が國民の名で、これを國に発表されます。これを改正の「公布」といいます。あたらし

い憲法は、國民がつくったもので、國民のもので、國民のものだから、これをかえ
たときも、國民の名義で発表するのです。

十五 最高法規

このおはなしのいちばんはじめに申しましたように、「最高法規」
とは、國でいちばん高い位にある規則で、つまり憲法のことです。こ
の最高法規としての憲法には、國の仕事のやりかたをきめた規則と、
國民の基本的人權をきめた規則と、二つあることもおはなしました
た。この中で、國民の基本的人權は、これまでかえることなく考えられていま
したので、憲法第九十七條は、おごそかなことばで、この基本的人權
は、人間がながいあいだ力をつくしてえてたものであり、これまでいろ
／＼のことにであってきただえあげられたものであるから、これからも
けつして侵すことのできない永久の權利であると記しております。

憲法は、國の最高法規ですから、この憲法できめられてあることに
あわないものは、法律でも、命令でも、なんでも、いつさい規則とし
ての力がありません。これも憲法がはつきりきめています。

このように大事な憲法は、天皇陛下もこれをお守りになりますし、
國務大臣も、國会の議員も、裁判官も、みなこれを守ってゆく義務が

あるのです。また、日本の國がほかの國ととりきめた約束（これを

「條約」といいます）も、國と國とが交際してゆくについてできた規
則（これを「國際法規」といいます）も、日本の國は、まごころから
守ってゆくということを、憲法できめました。

みなさん、あたらしい憲法は、日本國民がつくった、日本國民の憲
法です。これからさき、この憲法を守って、日本の國がさかえるよう
にしてゆくようではありませんか。

おわり

底本：「あたらしい憲法のはなし」日本平和委員会

1972（昭和47）年11月3日初版発行

2004（平成16）年1月27日第38版

底本の親本：「あたらしい憲法のはなし」実業教科書株式会社

1947（昭和22）年7月28日同日翻刻印刷

1947（昭和22）年8月2日同日翻刷発行

1947 (昭和 22) 年 8 月 2 日文部省検査済

※「/＼」と「/＼」の使い方は、底本通りにしました。

入力：林 幸雄

校正：松永正敏

2004 年 6 月 9 日作成

2013 年 6 月 7 日修正

青空文庫作成ファイル：

このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫

(<http://www.aozora.gr.jp/>) で作られました。入力、校正、制作

にあたったのは、ボランティアの皆さんです。